



Kobe Shoin Women's University Repository

Title	法令に見られるサ変動詞の五段化・上一段化について: 2001年から2011年のデータ分析 Changes of sa-hen verbs into go-dan and kamiichi-dan verbs in the Japanese law from the year 2001 to 2011
Author(s)	松田 謙次郎 (MATSUDA Kenjiro)
Citation	神戸松蔭女子学院大学研究紀要言語科学研究所篇 Theoretical and applied linguistics at Kobe Shoin , No.15 : 37-48
Issue Date	2012
Resource Type	Bulletin Paper / 紀要論文
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

法令に見られるサ変動詞の五段化・上一段化について: 2001年から2011年のデータ分析*

松田 謙次郎

神戸松蔭女子学院大学 言語科学研究所

kenjiro@shoin.ac.jp

Changes of *sa-hen* verbs into *go-dan* and *kamiichi-dan* verbs in the Japanese law from the year 2001 to 2011

MATSUDA Kenjiro

Shoin Institute for Linguistic Sciences, Kobe Shoin Women's University

Abstract

Using the data from the National Law Database System, Matsuda (2011) showed that the current Japanese law exhibits a sizable variation of sahen verb conjugation, *i.e.*, between the sahen-type conjugation and the godan-type conjugation, and between the sahen-type conjugation and the kamiichidan-type conjugation. The data, however, failed to show a clear tendency of change when arranged by the legislation year of each law, strongly suggesting a limitation of the synchronic nature of the database. Adopting a new database that enables us to trace the whole effective law from 2001 to 2011, this paper demonstrates that some of the sahen verbs show a clear change over the past 10 years. Moreover, the ratio of number of laws including only the conservative forms to the total number of law with all the variants is decreasing. As such, we conclude that the best practice in analyzing the linguistic change in the law is not plotting the variation by the legislation year, but accumulating the synchronic analysis of each year's variation.

松田 (2011) では総務省の「法令データ提供システム」のデータを使用して、法令に含まれるサ変動詞の活用に、五段活用と上一段活用それぞれへのゆれ

*内閣法制局については、西川伸一先生（明治大学政治経済学部）にさまざまな御教示を賜った。ここに記して感謝の意を表明したい。言うまでもなく、本論文の誤りの一切の責任は松田にある。この研究の一部は、平成 23 年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究 (C)(課題番号 22520480)「法令・条例コーパスにおける言語変異・変化現象の研究」(代表者 松田謙次郎)を受けてなされたものである。

があることを報告した。そこではゆれの存在は確認できたが、法令の制定年による分布では一貫した変化の傾向は見られず、共時的データの限界という問題が残った。本論文では、データとして「法情報総合サービス 現行法規・履歴検索版」を採用し、2001年から2011年までの全法令の状況を追うことで、サ変動詞の一部がこの10年間にも大きな変動を示していることを示した。さらにこの反映として、動詞によっては「変異形が使われている全法令」に占める「サ変形のみが使われる法令」の割合が減少しつつあることも確認した。この結果は、(1) サ変動詞の五段化・上一段化が法令においても進行中であり、(2) しかもそれがまったく意識されていない「下からの変化 (Labov 1966)」である、(3) 改廃や新法制定を含む法令データの変化動向を把握するには制定年による分布を検討するのでは不十分であり、各年の全法令における分布を蓄積して通時的見通しを得るのが望ましい方法であること、を示すものである。

キーワード: 法言語学、法令、言語変異、言語変化、動詞活用

Key Words: forensic linguistics, law, language variation, language change, verb conjugation

1. はじめに: 問題の所在

松田 (2011) は、我が国の現行法令において使用されているサ変動詞の活用に、サ変～五段 (属しない～属さない、反しない～反さない)、サ変～上一段 (応ずる～応じる、論ずる～論じる) というゆれが存在することを示した。この分析は2009年12月時点における法令の共時的分析であり、その中で同一のサ変動詞についてサ変と五段、またサ変と上一段といった具合に2つの活用型が併存していることを示したものであった。こうした併存状況は異なる法令間のみばかりでなく、時には同一の法令中で見られるものであった。法令の制定年と変異状況との関わりも検討したが、分析結果からは一貫した傾向は見られなかった。その理由の一つとして改正履歴の問題を指摘したが、言い換えればこれは共時的分析の限界を示すものであるとも言える。時間を遡って法令の変異を追うことができれば、本当にサ変動詞は五段や上一段への変化を示すのかどうかを確かめるには、実際に改正履歴が追跡できるようなデータを使って検証するほかはない。

本論文では、松田 (2011) のこうした欠陥を補うべく、改正履歴が追跡可能な法令データベースを使って、2001年から2011年までの過去10年間にわたる法令全体におけるサ変動詞の変異を跡づけることを試みる。つまり、共時態分析を10年分積み重ねることで、ある程度の通時的な見通しを立てようというわけである。法令で使われているサ変動詞が本当に五段化や上一段化を遂げつつあるとすれば、短期間ではあるが、なんらかの変化の傾向が掴める可能性がある。傾向が明らかになれば、それは改廃や新法制定によって法令に革新的な活用形が持ち込まれていることになる。本論文ではこのことを示したい。

2. 松田 (2011) の分析とその限界

まずは松田 (2011) の知見を確認しておこう。松田 (2011) は伝統的アプローチや法言語学とも異なり、純粋に言語資料として法令を扱うという立場を取った。そして「書き

言葉の極致」とされて言語変異研究の言わば盲点であった法令を、時代的多様性を秘めた、著作権の発生しないフリーで大量のテキストデータと評価した上で、そこに見られるサ変～五段、サ変～上一段という動詞活用の変異に着目したのであった。

実際に行った調査では、総務省による「法令データ提供システム」からダウンロードしたデータを使った。その中で、田野村(2001, 12)のリスト中の動詞のうち、2009年12月時点において実際に変異が認められ、生起数が両変異形の合計で100以上の動詞14語を調査対象とした。その結果判明したことは、以下の7点であった。

1. 五段化率には動詞によって大きな開きがある。もっとも五段化率が高いのは「適する」(適しない～適さない)の17.76%であり、逆にもっとも低かったのは「要する」の0.00%であった。
2. 「供する」「有する」の五段化率が低いことから、「1字漢語部分が特殊音素を含まない場合に五段化しやすい」という田野村(2001)の一般化と一致する結果が得られた。
3. 上一段化についても同様に動詞による開きが大きかった。最大の上一段化率を示す「乗ずる」(乗ずる～乗じる)は23.95%なのに対し、最低は「準ずる」の0.34%であった。
4. 上一段化ではこれといった単語による傾向性はなく、変化は語彙的拡散の様相を呈していた。
5. 同年に公布された法令間でも同一の動詞についてゆれが見られた。
6. 同一法令内でも同一の動詞についてゆれが見られた。
7. 「属する」と「応じる」で制定年とゆれの相関を検討した限りでは、強い傾向性は見られなかった。これについては、(1)法令の保守的文書としての性格、(2)未検討の内的要因の存在、(3)語句の固定表現化、(4)改正による混乱の導入、の4つの可能性を指摘した。

こうした松田(2011)による分析の限界を一言で言えば、それは共時的データのみで長年の蓄積を持つ法令の言語変異を解明しようとした点に尽きる。共時的変異状況を把握するだけであればこの方法論でも十分有効であるが、一定期間内の変化を捉えるには、共時的データのみではどうしても限界が露呈してしまう。改廃や新法制定というデータの「新陳代謝」を考慮せねばならない法令データの場合、この点はなおさらである。松田(2011)では対象とした全法令をそれぞれの制定年で整理してまとめた上で、それぞれの期間内の変異を計算することで変化に迫ろうとしたが、その結果は必ずしも説得的なものとは言いがたく、法令に出現しているはずの活用変化が予想したほどはつきりとは読み取れなかった。変化の解明には、やはり通時的なデータの分析が必要なのである。

3. データ・方法論

松田 (2011) で使用した「法令データ提供システム」のデータは検索時点での最新法令のみが検索可能であり、過去に遡って任意時点での任意の法令の検索をすることはできない。このため、今回は第一法規社による「法情報総合データベース」の「現行法規・履歴検索版」を使用してこの問題の解決を図ることとした。¹ このデータベースでは、現行法令およびその未施行条文に加えて、平成 13 年 1 月 6 日以降に施行された全法令の改正履歴、および主要 34 法令²の施行以来の全履歴が検索可能である。さらに有用なのは、任意の時点で有効な法令全体について検索を行うこともできる点である。つまり、その時点ですでに施行されていて未だ失効していない条文を対象として、特定単語の検索が可能なのである。検索はフリーワード及びそれらの AND、OR、NOT での組み合わせ、時点 (以上「簡易検索」、法令名、法令区分、法分野、発令 (以上「詳細検索」)) を用いることができる。

このデータベースを使うことで可能な変化の追跡法は 2 つ考えられる。一つは、過去 10 年間にわたり、各年同月同日に法令全体から当該動詞の両変異形を検索し、結果を 10 年間分積み重ねてその変遷を追う方法である。もう一つは、34 法令のうちのいくつかの法令に絞って、その制定から現在に至るまでの全改正履歴を追う方法である。全法令における全体的な動きをまず把握すべきだという考えの下に、今回は前者の方法を採用することにした。

具体的な手順は以下の通りである。松田 (2011) で用いた 14 語 (以下の (1)(2)) を、2001 年 1 月 6 日から 2011 年 1 月 6 日まで 10 年間にわたって、毎年 1 月 6 日にその時点で有効な法令についてサ変の形式と五段・上一段の形式を検索した。検索に用いた形式は、サ変～五段では「害さな」「害しな」のように「未然形+な」を採用し、サ変～上一段では「乗じる」「乗ずる」のように終止形の形を採用した。これらの形を OR で結合し、完全一致を指定して検索を行った。検索結果から五段化・上一段化した語形数を手作業で集計し、合計数で除することで五段化率・上一段化率を計算した。

- (1) サ変～五段：属する、有する、害する、供する、適する、要する
- (2) サ変～上一段：応ずる、命ずる、減ずる、講ずる、準ずる、乗ずる、生ずる、通ずる

¹<http://www.d1-law.com/>

²主要 34 法令とは以下の通り：民法、商法、刑法、手形法、有限会社法、国家賠償法、刑事訴訟法、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、特許法施行令、特許法施行規則、実用新案法施行令、実用新案法施行規則、意匠法施行令、意匠法施行規則、商標法施行令、商標法施行規則、行政事件訴訟法、著作権法、著作権法施行令、著作権法施行規則、株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律、民事執行法、民事保全法、行政手続法、不正競争防止法、民事訴訟法、種痘法、種痘法施行令、種痘法施行規則、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、弁理士法。

4. 結果と分析

集計結果³を見てみよう。図1 (p. 41) は、(1) に挙げた 6 つの動詞の 10 年にわたる五段化率をグラフにまとめたものである。6 つの動詞は 10 年間でほとんど動きを見せない「安定グループ」(害さない、供さない、有さない、要さない) と上昇傾向を見せる「変化グループ」(属さない、適さない) の 2 つに分かれている。前者のうち「害さない」のみは比較的高い五段化率に留まった状態で安定しており、「供さない」は 4% レベルをずっと維持したまま動かず、「有さない」「要さない」はほとんど五段化を見せないまま推移している。

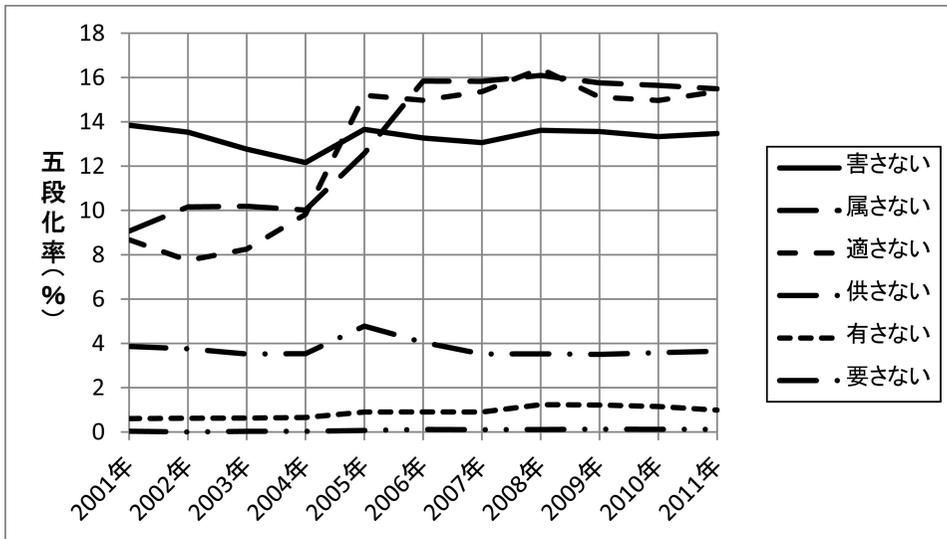


図1: 過去10年間における6つのサ変動詞の五段化率の変遷

変化グループの2動詞はいずれもこの10年で7%近い伸びを示し、特に2004年から2006年の2年間で大きな躍進を遂げている。ただし、2005・6年頃から後は「属さない」と「適さない」もほぼ安定しており、変化が継続したわけではない。2004～6年にかけての伸びについては、当時成立した新法や改正法によって、一気に革新形である五段活用の形式が導入されたと推察できる。⁴

(2) に掲げた8動詞の変化を表す図2の上一段化に目を転じてみよう。やはりここでも動詞は2グループに分類されそうである。「通じる」「生じる」「命じる」「準じる」は安定グループであり、「乗じる」「減じる」「応じる」「講じる」は程度の差こそあれ、変化グループに含まれよう。なかでも驚くべき躍進を遂げているのは「乗じる」と「応

³以下サ変～五段のゆれについては、単語を五段の形式で表し、サ変～上一段については上一段の形式で表すことにする。また凡例は、2001年段階でのパーセンテージの高い順に動詞を並べてある。以下のグラフも同様である。

⁴2004年～6年は第2・3次小泉内閣の時代であり、一連の「小泉改革」によって制定された法令の影響が考えられるが、これについてはデータの精査を待たねばならない。

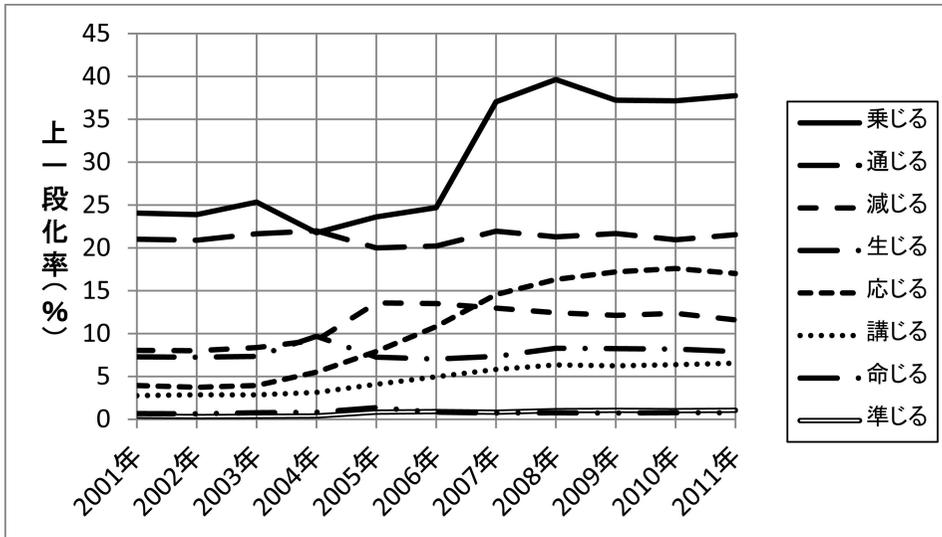


図2: 過去10年間における8つのサ変動詞の上一段化率の変遷

じる」である。「乗じる」は2001年の24%辺りから2008年には40%にまで伸びている。「応じる」も10年前は4%そこそこだったのが、きれいなS字カーブを描いて2011年には17%にまで達している。五段化にせよ上一段化にせよ、目だった変化のパターンは比較的短い期間に大きな躍進を遂げるという、階段型の変化であるように思われる。「属さない」「適さない」「乗じる」「応じる」といった動詞が、今後これからどのように変化していくのかは非常に興味深い。

いずれにしても、少なくとも2動詞が五段化を、そして4動詞が上一段化をこのたかだか10年間に明白な形で進行させているということは、非常に驚くべきことである。それはこうした変異が西川(2002)で述べられているような、内閣および両院法制局による徹底した予備審査をくり返してきているからにほかならない。松田(2011, 34)ではこうした状況を指して「集団的無意識」と名付けたが、まさにこれらサ変動詞の変異は立案スタッフの意識にはほとんど上らなかったはずである。これはこの進行中の変化が、Labov(1966)の言う「下からの変化」(change from below)であることを示すものである。少なくとも現在のところは社会的意識に上ることもなく、「ら抜き言葉」や敬語と違ってマスコミで論評されることもないままに進行するタイプの変化なわけである。⁵

ここで以上の2つのグラフを、法令の制定年で五段化率・上一段化率を整理した松田(2011)の図3(「属さない」、以下図3(p. 43)として一部修正の上再掲)と図4(「応じる」、

⁵Labov(1994, 78)では「下からの変化」は以下のように定義されている: “Changes from below are systematic changes that appear first in the vernacular, and represent the operation of internal, linguistic factors. At the outset, and through most of their development, they are completely below the level of social awareness. No one notices them or talks about them, and even phonetically trained observers may be quite unconscious of them for many years. It is only when the changes are nearing completion that members of the community become aware of them. Changes from below may be introduced by any social class, although no cases have been recorded in which the highest-status social group acts as the innovating group.”

以下図4 (p. 43) として一部修正の上再掲) のグラフと比較してみよう。

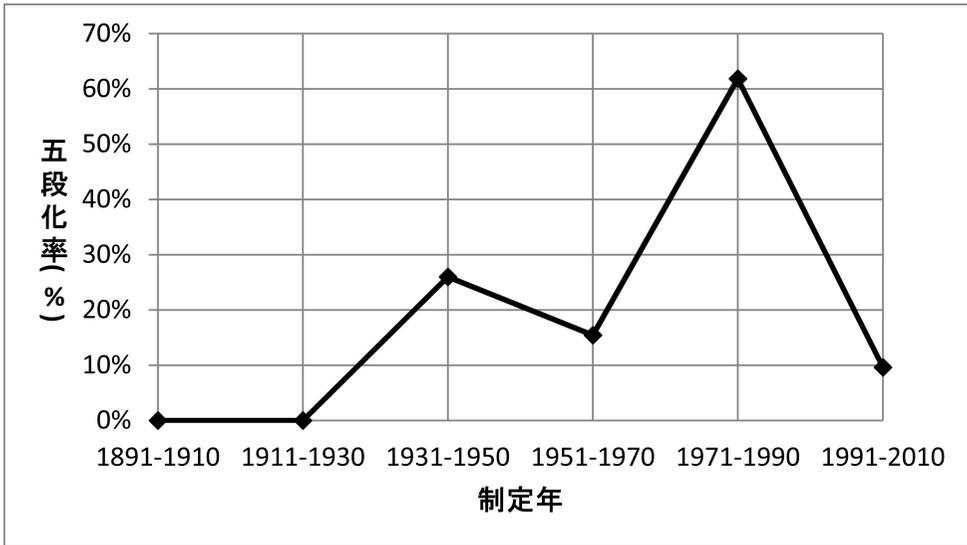


図3: 「属さない」の制定年によるプロット (松田 (2011, 35) の図3 を一部修正)

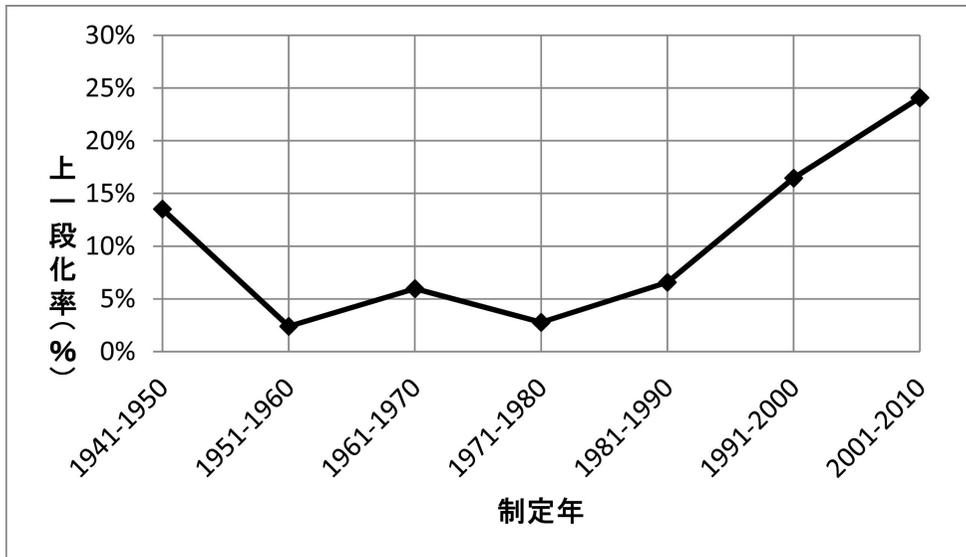


図4: 「応じる」の制定年によるプロット (松田 (2011, 36) の図4 を一部修正)

制定年によるグラフは「属さない」のグラフに典型的に現れているように、上下差が大きく、また一貫した傾向を見出すことが困難である。これに対してその年ごとに集計した今回のグラフでは、ほぼ一貫した傾向が容易に読み取れ、「属する」が微増傾向にあり「応じる」が躍進を遂げたことが一目瞭然である。任意の一時点 (この場合であれば

2009年12月)で有効な法令をそれぞれの制定年で整理して各年に含まれる変異形を調べる方法では、制定後になされた改正もすべて含まれることになってしまう。これではたとえ制定年が古い法令であっても、改正によって導入された革新形が革新形の割合を底上げすることになり、制定年との相関が損なわれることになる。法令の言語変異を経年的に調べるには、やはり各年ごとにすべての法令にわたり検索をかけ、それを積み重ねていく方法の方が望ましいと言える。

ところで、松田(2011)ではこれら「属さない」と「応じる」のグラフで制定年と五段化率・上一段化率の間に一貫した相関がはっきりと見られない理由について、(1)法令の保守的文書としての性格、(2)未検討の内的要因の存在、(3)語句の固定表現化、(4)改正による混乱の導入、の4つの可能性を提示していた。その原因が(4)の「改正による混乱の導入」—実はこれは正確には「改正による混乱」ではなく、「改廃や新法制定による混乱」とすべきである—であるとする前に、他の要因について再度検討してみよう。

今回の結果は、まず(1)の「法令の保守的文書としての性格」という理由付けは成立しないことを意味している。法令は確かに保守的な文書であり、現代日本語で進行中の変化を直ちに反映するような性格の文書ではない。しかし、それでもたかだかこの10年の間に大きな変化を示した動詞も存在している。問題は文書の性格ではなく、その分析法であったわけである。

(2)の「未検討の内的要因の存在」については今回の結果からは何も分かることはない。本来最低限でも後続形式の分析は行うべきであるが、残念ながら今回はここまで分析を進めることはできなかった。ただし、内的要因を導入しても今回の知見が大きく変更されるような事態は考えにくい。言語変化の「恒速度仮説」(Constant Rate Hypothesis)に従えば、一般に言語変化においては革新形の割合について、時間と言語環境は独立であると考えられるからである(Kroch, 1989; Matsuda, 2003)。またそもそも各動詞について異なる後続形式の割合はほぼ同じようなものであると予想されるから、後続形式によって分割して時点との相関を見ても、おそらく程度の差こそあれ各後続形式は変化の傾向を示すはずであろう。

(3)の「語句の固定表現化」という現象自体は十分あり得るものである。ただし、それだけでグラフの形が大きく損なわれたわけでないことは、今回の分析で明らかになった。各時点での法令には当然固定表現化された形式を多く含まれるはずだが、それにもかかわらずいくつかの動詞は明確に五段化・上一段化の傾向を示したからである。また、そもそも固定表現化が確実になるのは変化の終局であろうから、現段階では語句の固定表現化に多くを求めるのは時期尚早と言えるであろう。以上から、やはり、松田(2011)と今回の結果を分けたのは、「改廃や新法の制定による混乱」をきちんと整理できない共時的データと、それを勘定に入れることのできる通時的データの差であったと結論づけられるのである。

まとめると、松田(2011)ではあくまで2009年12月段階でのゆれの状況を報告するに留まったが、今回「法情報総合データベース 現行法規・履歴検索版」を利用することで、変異と変化の動向についての飛躍的に細かな状況を把握することが可能になった。過去

10年と短期間であるにもかかわらずいくつかのサ変動詞の五段化・上一段化傾向は明らかであり、動詞によっては大きな変動があったことも判明した。これは時点指定が可能な「法情報総合データベース 現行法規・履歴検索版」の使用なくしては到底わかり得なかったことである。このデータベースは、今後も法令における日本語の変異と変化を追う上で重要なデータとなるであろう。

5. 保守形のみを含む法令の割合の変遷

上の分析から、確かに少なくともいくつかの動詞については、五段化・上一段化がこの10年の間でも明確に確認できるほどに進行していることがわかった。法令においてサ変動詞の五段化・上一段化が進行中の変化であることは動かしがたい事実なわけであるが、ここで同じことを違ったデータを使って示してみよう。

過去のどこかある時点では、法令には保守形（つまりサ変の活用を示す形式）のみが含まれていたと一応仮定してみよう。この仮定の下では、その時点からサ変動詞が五段化・上一段化が開始されたことになる。そうであるとすれば、保守形のみを含む法令の数は次第に減少していき、代わりに保守形と革新形（五段および上一段の活用を示す形式）が共存する法令の数が増加しているはずである。このことを検証するには、検索においてブール演算子（AND, OR, NOT）を用いて、「保守形のみを含む法令数」、「革新形のみを含む法令数」そして「両方共に含む法令数」を検索し、これらの合計に占める保守形のみを含む法令数の割合を計算すればよい。これを示したのが図5 (p. 45) と図6 (p. 46) の2つのグラフである。

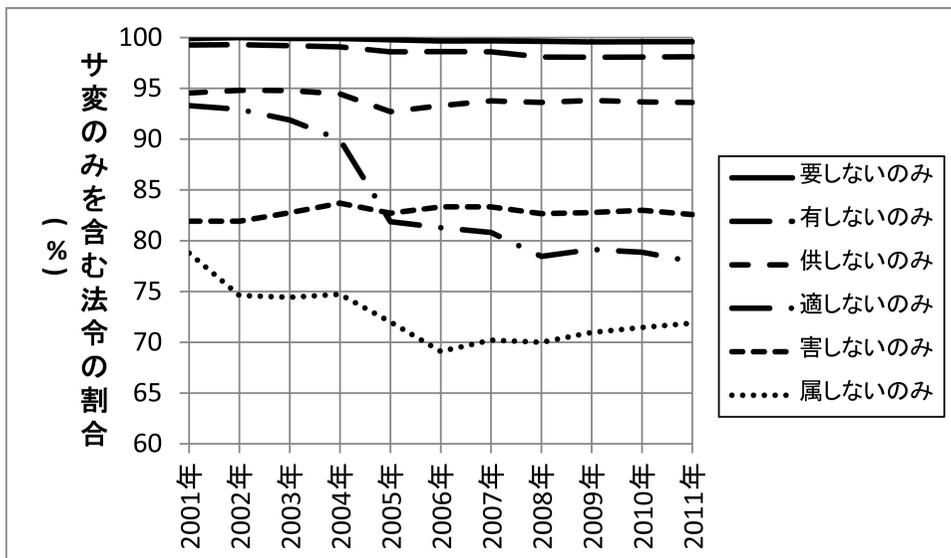


図5: 過去10年間に於けるサ変のみを含む法令の割合の変遷 (サ変～五段)

図5では「適しない」「属しない」のみの割合が低下しており、図6では、「講ずる」

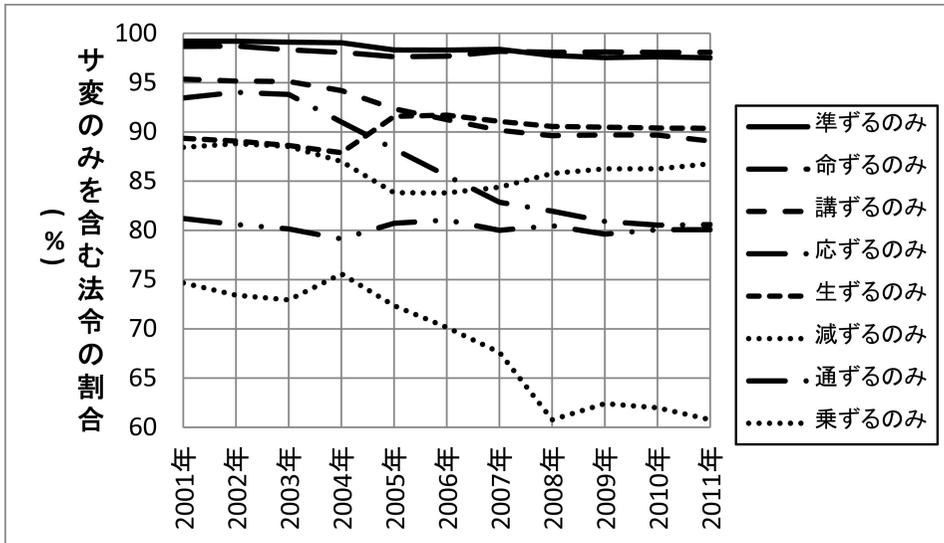


図6: 過去10年間におけるサ変のみを含む法令の割合の変遷 (サ変～上一段)

「応ずる」「減ずる」「乗ずる」のみの割合がやはり低下している。前者では「適しない」、後者では「応ずる」「乗ずる」のみの率の低下が特に目を引く。言うまでもなく、これらはすべて図1 (p. 41)・2 (p. 42) の裏返しであり、先の予想が正しかったことを裏付けるものである。それにしても「適しない」のみの割合が80%足らずだということは、あとの2割ほどは「適さない」のみ、もしくは両形の混在ということになる。わずか10年前にはこの割合が7%程度だったことを考えると、やはりこの10年での変化の速さに驚かされる思いがする。

6. おわりに

本論文では、松田 (2011) の欠点であった共時的データのみの分析から一歩踏み出し、改正履歴の遡及が可能な「法情報総合データベース 現行法規・履歴検索版」を使用することでその欠点を補うことを試みた。その結果、(1) サ変動詞の五段化・上一段化が法令の中でこの10年間でも明確に進行していること、(2) Labov (1966) の言う「下からの変化」であること、(3) この変化をもっともよく表すには共時的に法令の制定年でデータを整理するのではなく、各年での全変異形に対する革新形の割合を計算するべきであること、(4) 動詞によっては「変異形が使われている全法令」に占める、「サ変形のみが使われる法令」の割合が減少しつつあること、の4点を示した。

最後に今後進める予定の分析を3つ紹介しておきたい。まずは今回採用しなかった、同一法令の改正履歴の追跡という方法である。改正ごとに革新形が導入されることを示すには、同一法令の改正履歴によってそれを示すことがもっとも説得的である。このためには古くに制定されて長い改正履歴があり、相当の分量がある法令であることが望ま

しい。「法情報総合データベース」が制定以来全履歴を提供している 34 法令のいずれかについて、こうした分析を進めたい。

2 つめは、法制定の現場で参照されている参考資料のチェックである。法制定の主たる現場は内閣法制局および衆参法制局であり、⁶そこにおいて法制局の担当者（内閣法制局なら参事官、衆参法制局であれば立案職員）と関係各省庁の担当者が検討を重ねた上で法案が作成されている。よって、この現場で使用されている参考資料の記述が、作成される法案の文法に影響を与えていることは容易に予想がつく。3 つの法制局のうち、行政府に属する内閣法制局については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）によって文書の公開請求が可能である。請求の結果明らかになった参照資料は、法制局内部で作成している「法令整備会議資料」と「法令審査事務提要」、そして法制執務研究会（編）『新訂 ワークブック法制執務』（ぎょうせい、2007 年）と法令用字用語研究会（編）『法令用字用語必携』（ぎょうせい、2011 年）という 2 冊の市販本であった。「法令整備会議」とは、内閣法制局内の文言統一を目的とした会議のことであり、たとえば「金額」と「額」の使い分けといったルールを集積している（平岡、1996、347）。また、「法令審査事務提要」とは、法令整備会議を含め内閣法制局内部で検討・決定された法令の審査に関する文書を中心にまとめたもので、平成 3 年に法令審査事務提要 (I) が作られて以来、法令審査に当たっての参考にされている文書である。⁷これらの文書におけるサ変動詞活用の位置づけの確認を行う必要がある。

3 つめは、法制局で実際に法制定作業に従事した担当者へのインタビューと、法案の予備審査記録⁸の精査を通して、担当者がここで述べたような動詞活用変異についてどれほど意識的であったのか、またそれが法案の予備審査作業の中でどれほど検討されたのかを明らかにすることである。西川 (2002、153) によれば、予備審査では (i) 憲法及び他の現行法制との関係ならびに立法内容の法的妥当性、(ii) 条文の表現および配列の適否、(iii) 用字・用語における誤りの有無等をはじめとして「あらゆる角度から検討を加え」られるとされる。つまり法案成立過程全体の中で、もっとも動詞活用に訂正が加えられる可能性の高い場面なはずである。この予備審査での検討の詳細を示す文書も、情報公開法による開示請求が可能である。こうした文書と担当者へのインタビューによって、革新形の法令への進出メカニズムの一端を確認することができるであろう。

⁶理屈の上では立法府である国会こそ法制定の現場と言えるはずだが、実際には国会に上程された法案が修正された上で可決されることはほとんどないのが現状である。一度国会に上程された法案は、ほぼ可決されるか否決されるかのどちらかの運命を辿ることになる（西川伸一先生の御教示による）。

⁷内閣法制局長官が平成 14 年 11 月 22 日に答申した答申書「即時強制の法文の書き方について記述した文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成 14 年諮問第 363 号）」（<http://www8.cao.go.jp/jyouhou/tousin/008-h14/351.pdf>）における記述による。

⁸予備審査とは、内閣立法の場合において、当該法案ともっとも深く関わる省庁が関係各省との折衝を済ませたのちに、内閣法制局の審査担当参事官と省庁担当者で行う下審査のことを指す。形式的には、内閣法制局に法案が持ち込まれるのは、関係各省との折衝と与党審査を経て内閣提出法案となり、閣議にかけられる手続き（閣議請議）がなされて内閣官房から内閣法制局に送られてからになるはずだが、実際は予備審査という形で実質的な審査が行われている（西川、2002、152-153）。

文献

- Kroch, Anthony (1989). Reflexes of grammar in patterns of language change. *Language Variation and Change*, **1** (3), 199–244.
- Labov, William (1966). *The Social Stratification of English in New York City*. Washington, D. C. : Center of Applied Linguistics.
- Labov, William (1994). *Principles of Linguistic Change*, Vol. 1. Blackwell Publishers.
- Matsuda, Kenjiro (2003). Constant Rate Hypothesis, age-grading, and apparent time construct. *Penn Working Papers in Linguistics*, **9** (2), 123–134.
- 西川伸一 (2002). 『知られざる官庁 新内閣法制局』. 東京: 五月書房.
- 田野村忠温 (2001). サ変動詞の活用のゆれについて—電子資料に基づく分析—. 『日本語科学』, **9**, 9–32.
- 松田謙次郎 (2011). 法令の言語変異を探る. *Theoretical and Applied Linguistics at Kobe Shoin*, **14**, 23–43.
- 平岡秀夫 (1996). 北大立法過程研究会資料 政府における内閣法制局の役割. 『北大法学論集』, **46** (6), 343–368.

Author's web site: <http://sils.shoin.ac.jp/~kenjiro/>

(受付日: 2012.1.10)